

産業労働局に寄せられた都民の声（平成 31 年 1 月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

| 提言 | 意見 | 苦情 | 要望 | 問合せ | 相談 | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|-----|----|-----|----|
| 0 | 1 | 2 | 2 | 4 | 1 | 0 | 10 |

◆寄せられた都民の声と都の対応事例

▶（都民の声）

今月提出期限の獣医師の届け出（獣医師法第 22 条の届出）について質問なのですが、現在、ポリビアで獣医師業務をしております。今は住民票を抜いてあるのですが、本籍、実家住所は都内なので東京都に提出すればいいのでしょうか。もしくは提出義務はないのでしょうか。

なお、2017 年 9 月に日本を出国し、2019 年 9 月末にまた日本に戻る予定です。
どうぞよろしく願いいたします。

（説明）

お問合わせいただき、ありがとうございます。

本届出は 12 月 31 日時点で外国に住所を持つ場合は、届出を行う必要はございません。

現在、日本国内での住民票が無いということなので、この条件に該当いたします。
どうぞよろしく願いいたします。

<上記区分の定義>

提言： 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見： 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情： 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望： 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

問合せ： 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

その他 : 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。